

第4回 京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会

日時：平成25年 8月30日(金) 13:30～

場所：大阪合同庁舎第1号館 新館 3階 A会議室

1．協議会規約(案)について

2．これまでの検討経緯

3．渋滞対策の対応方針

京阪神圏における渋滞の状況について

京阪神圏における対策の対応方針(案)

京都府・大阪府・兵庫県における対策の対応方針(案)

4．今後の渋滞対策の検討(案)について

5．その他

京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会 規約

(名称)

第1条

本会は、京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会（以下「本協議会」という）という。

(目的)

第2条

本協議会は、関係機関等の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条

本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。

(1) 京阪神圏における主要な渋滞状況（課題、箇所等）の特定

(2) 前記(1)で特定された渋滞状況の対策の基本方針

京阪神圏域は渋滞が面的に集中・連担しているため、主として広域的な視点で審議する。

(3) その他、本協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条

本協議会は、本目的にあう各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

(1) 会長は、国土交通省近畿地方整備局道路部長をもってあて、本協議会を代表し会務を総括する。

(2) 本協議会は、第3条の各号に定める事項について審議するため、具体的に検討するワーキンググループを設ける。

(3) 本協議会及びワーキンググループのメンバーは、別紙1及び別紙2のとおり構成する。

(事務局)

第5条

本協議会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部道路計画第二課に置く。

(会議)

第6条

本協議会は下記のとおり運営する。

(1) 本協議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(2) 本協議会の運営は、委員の決議による。

(規約の改正)

第7条

本規約の変更は本協議会の議決によらなければならない。

(その他)

第8条

本規約によらない場合は、協議することとする。

付 則

この規約は、平成25年 1月21日 施行

京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会
協議会名簿(案)

別紙1

所 属	役 職	備 考
公益社団法人 関西経済連合会	地域連携部長	
一般社団法人 京都経済同友会	常任幹事	
一般社団法人 大阪府トラック協会	常務理事	
一般社団法人 京都府タクシー協会	会長	
公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	
公益社団法人 京都府観光連盟	専務理事	
国土交通省 近畿地方整備局	道路部長	
国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所	所長	
国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所	所長	
国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	所長	
国土交通省 近畿運輸局	交通環境部長	
京都府警察本部	交通規制課長	
大阪府警察本部	交通規制課長	
兵庫県警察本部	交通規制課長	
京都府	建設交通部長	
大阪府	都市整備部長	
兵庫県	県土整備部長	
京都市	建設局長	
大阪市	建設局長	
堺市	建設局長	
神戸市	建設局長	
西日本高速道路(株)関西支社	保全サービス事業部長	
阪神高速道路(株)	計画部 渋滞対策室長	
事務局		
近畿地方整備局	道路計画第二課	

会長

京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会
WG名簿(案)

別紙2

所 属	役 職	備 考
国土交通省 近畿地方整備局	道路調査官	
国土交通省 近畿地方整備局	道路計画第一課長	
国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所	副所長	
国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所	副所長	
国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	副所長	
国土交通省 近畿運輸局	環境課長	
京都府警察本部	交通管制センター 副所長	
大阪府警察本部	交通規制課長補佐	
兵庫県警察本部	交通規制課長補佐	
京都府	道路計画課長	
大阪府	道路整備課長	
兵庫県	道路企画課長	
京都市	建設企画課長	
	交通施設計画課長	
大阪市	調整課長	
	街路課長	
堺市	道路計画課長	
神戸市	計画課長	
西日本高速道路(株)関西支社	交通計画課長	
阪神高速道路(株)	計画部 渋滞対策室 副室長	
事務局		
近畿地方整備局	道路計画第二課	

会長

第4回

京阪神圏 渋滞ボトルネック対策協議会

『これまでの検討経緯』

平成25年8月30日(金)

近畿地方整備局 道路部

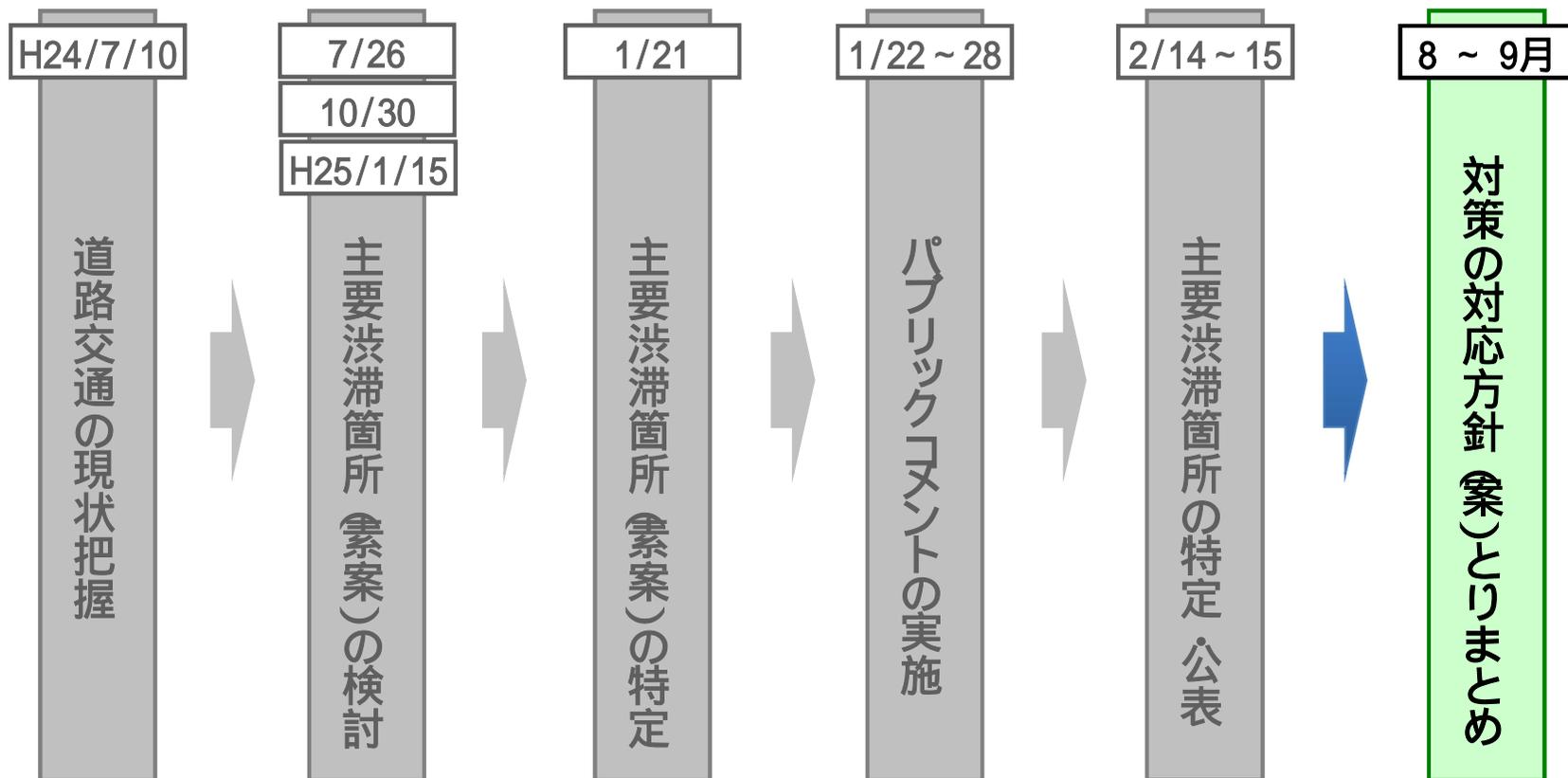
1.これまでの検討経緯

背景

「今後の高速道路のあり方 中間とりまとめ(高速道路のあり方検討有識者委員会、平成23年12月)」において、効率性を阻害する渋滞ボトルネック対策の重要性が指摘されたこと
社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会においても、渋滞対策を含め、道路利用の適正化が議論されていること
民間プローブデータが容易に取得可能となるなど、観測環境に大きな改善が見られること

課題の状況を継続的に把握・共有するとともに、新たな交通観測データの分析等により効果的な渋滞対策の推進に取り組む

渋滞対策検討の経緯

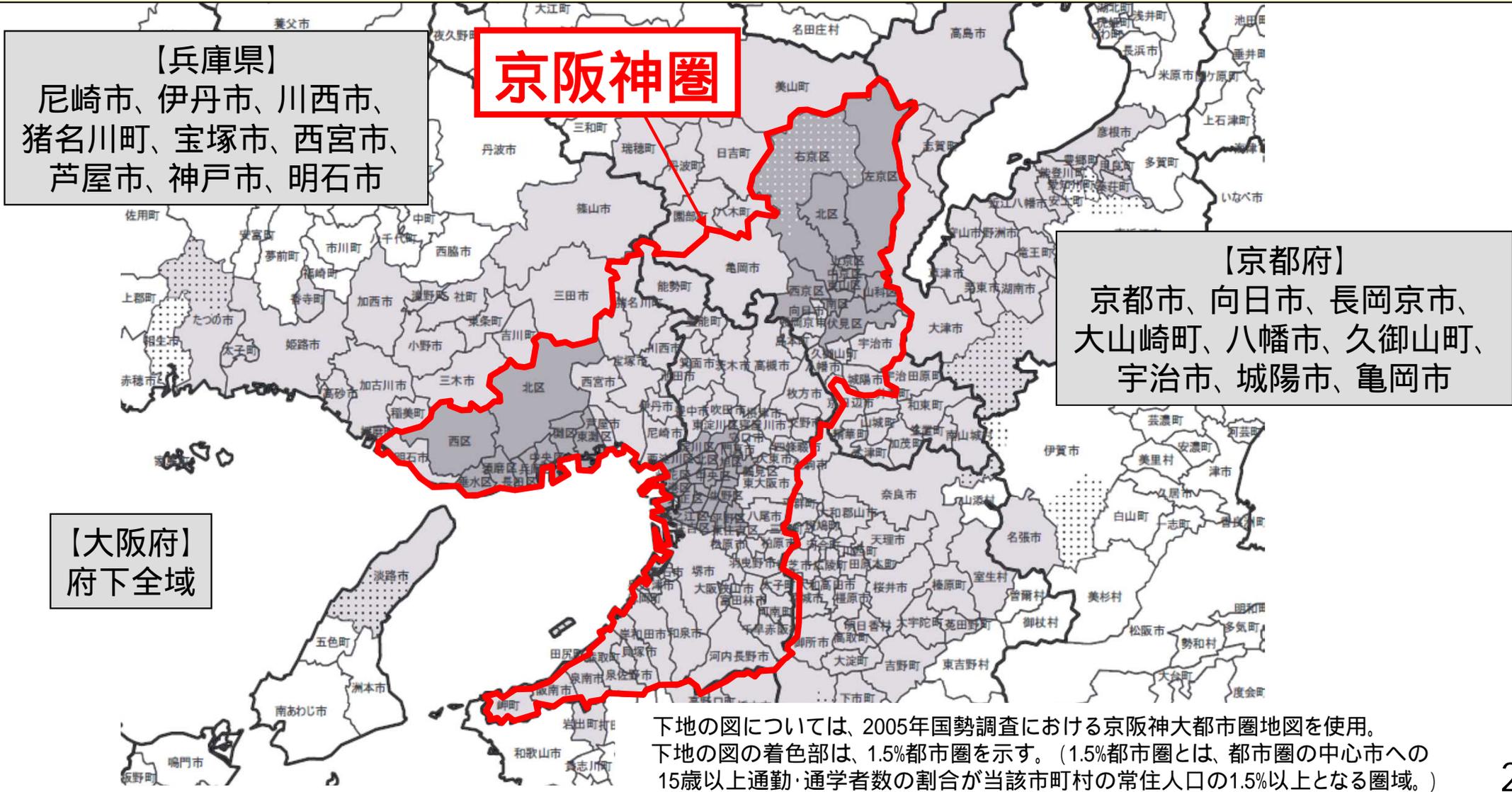


1.これまでの検討経緯

【参考】京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会 検討範囲

京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会では、関東・中部にならび、経済・産業の集中地である「京阪神圏 1」の主要な渋滞状況(課題、箇所等)を特定するとともに、対策の対応方針や渋滞状況のモニタリングを行う。

- 1 京阪神圏 : 大阪、京都、兵庫県下で『10%都市圏 2』かつ『平均旅行速度が30km/h以下』の市町村
- 2 10%都市圏 : 都市圏の中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の10%以上となる圏域



1.これまでの検討経緯

【参考】京阪神圏の主要渋滞箇所 選定(高速道路ネットワーク)

・民間プローブデータを用い渋滞の発生回数や旅行速度、交通量などの分析を行い、京阪神地区の高速道路では39箇所を主要渋滞箇所として選定・公表を行っている

京阪神圏の高速道路における主要渋滞箇所

主要渋滞箇所選定の考え方

阪神圏中心部以外的高速道路

渋滞多発

・渋滞長10kmの渋滞が毎週発生する区間
(渋滞量 520km・h/年以上)

特定日に混雑

・休日20回に1回程度混雑する区間
(休日5%マイル速度が40km/h以下)

パブリックコメントによる抽出

阪神圏中心部的高速道路

渋滞多発

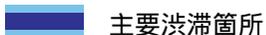
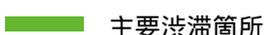
・平均旅行速度が40km/h以下の区間

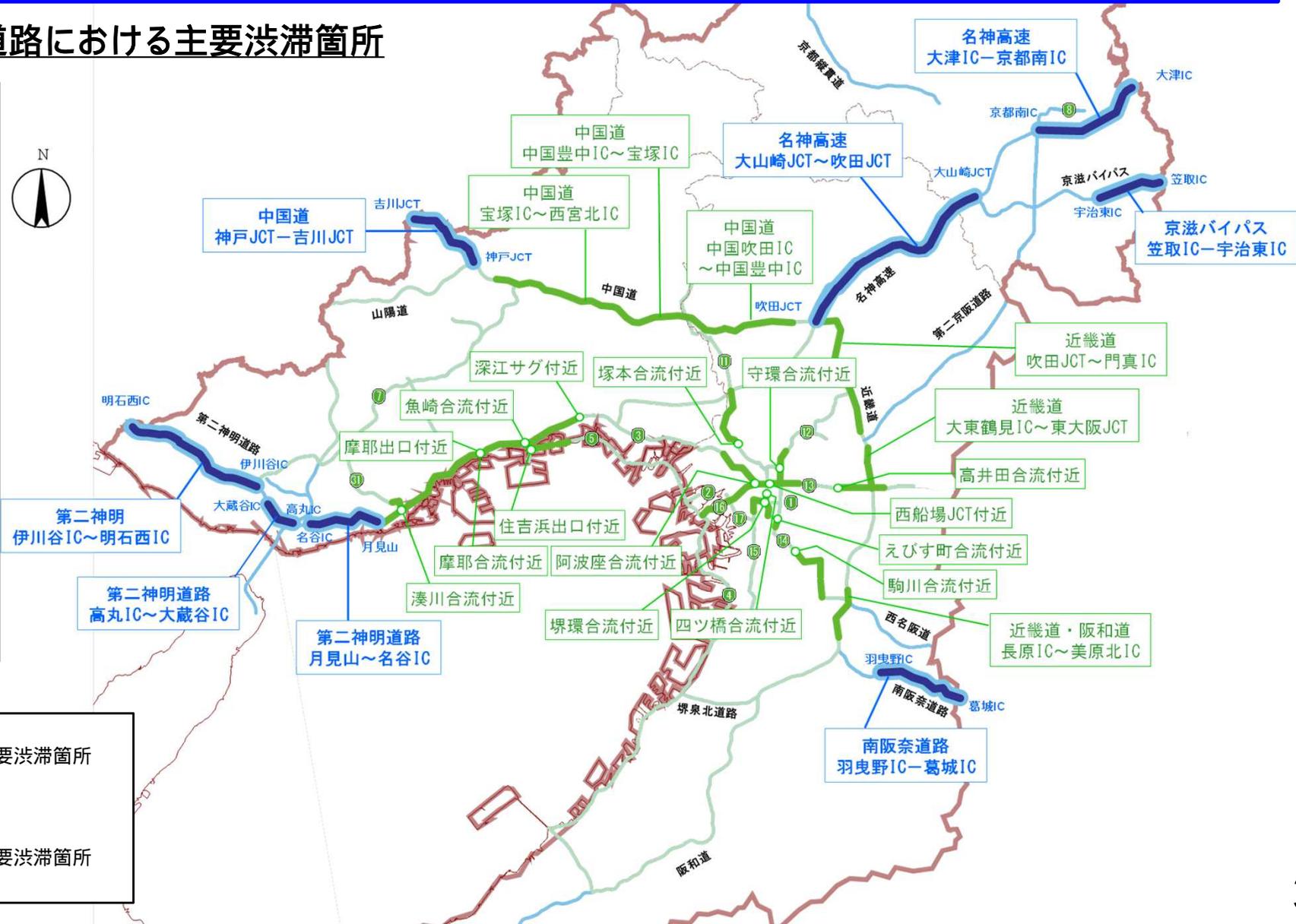
特定日に混雑

・ピーク時旅行速度が40km/h以下の代表的な区間を抽出

パブリックコメントによる抽出

(凡例)

- | | |
|---|--|
|  高速道路
(阪神圏中心部以外) |  主要渋滞箇所 |
|  高速道路
(阪神圏中心部) |  主要渋滞箇所 |



1.これまでの検討経緯

【参考】京阪神圏の主要渋滞箇所 選定(一般道路)

・民間プローブデータを用い旅行速度の分析やパブリックコメント等から、京阪神圏の一般道路で573箇所を主要渋滞箇所として選定・公表している

主要渋滞箇所選定の考え方

一般道路

渋滞多発

・平日ピーク時における旅行速度
20km/h以下の箇所

特定日に混雑

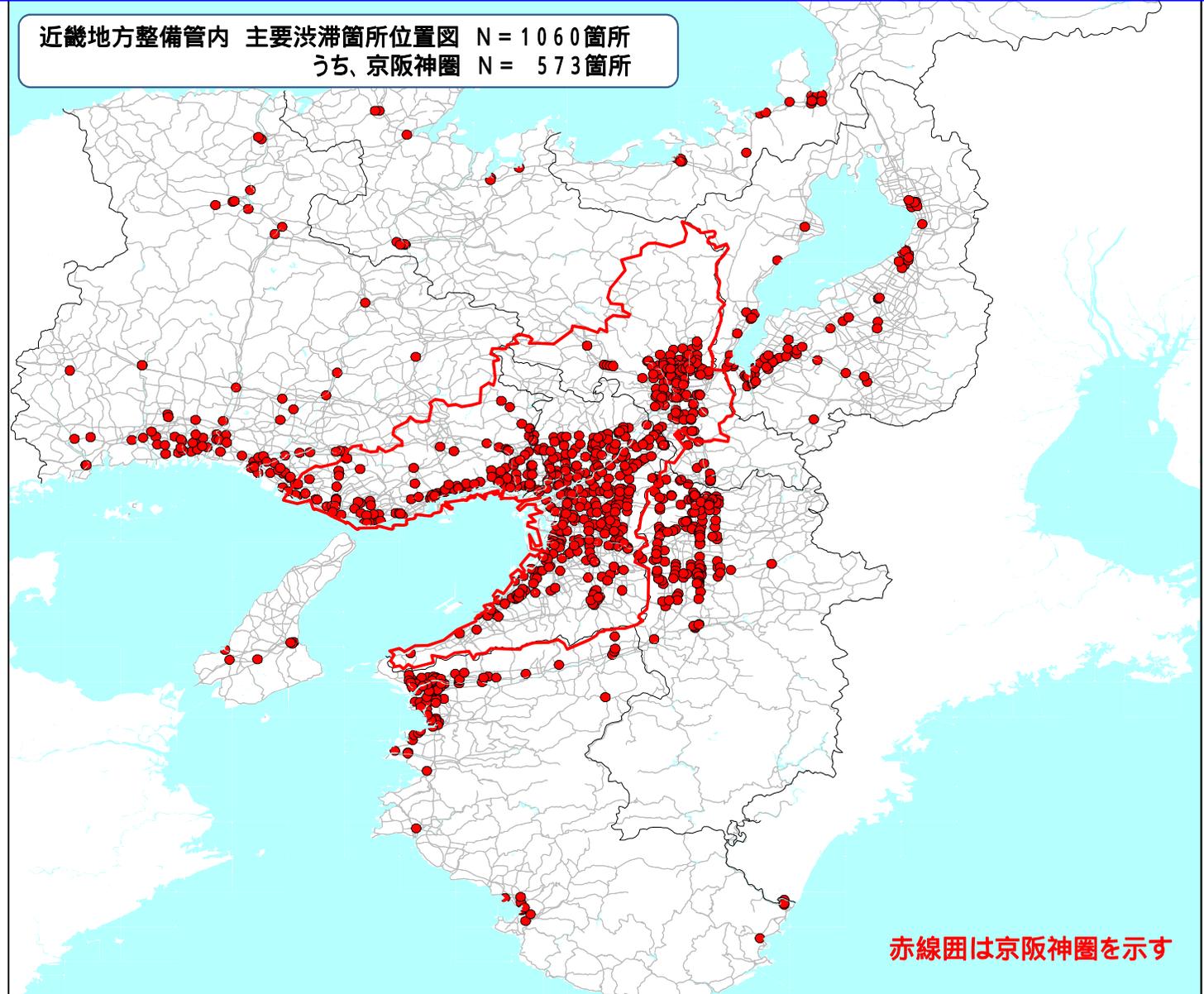
・休日における平均旅行速度が
20km/h以下の箇所

パブリックコメントによる抽出

(凡例)

● : 主要渋滞箇所

近畿地方整備管内 主要渋滞箇所位置図 N = 1060箇所
うち、京阪神圏 N = 573箇所



赤線囲は京阪神圏を示す

第4回

京阪神圏 渋滞ボトルネック対策協議会

『京阪神圏における対策の対応方針(案)』

平成25年8月30日(金)

近畿地方整備局 道路部

1-1.京阪神圏全体における渋滞対策の対応方針(案)

検討経緯

- ・京阪神圏における道路の渋滞対策を効率的に進めていくために、「京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会」(以下「協議会」)において、道路利用者の皆様が実感している渋滞箇所等を「地域の主要渋滞箇所」として選定しました。
- ・この度、「地域の主要渋滞箇所」に対する渋滞対策の対応方針を「協議会」にて検討し、とりまとめました。



「京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会」の構成員

公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人京都経済同友会、一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府タクシー協会、公益社団法人兵庫県バス協会、公益社団法人京都府観光連盟、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省近畿運輸局、京都府警察本部、大阪府警察本部、兵庫県警察本部、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

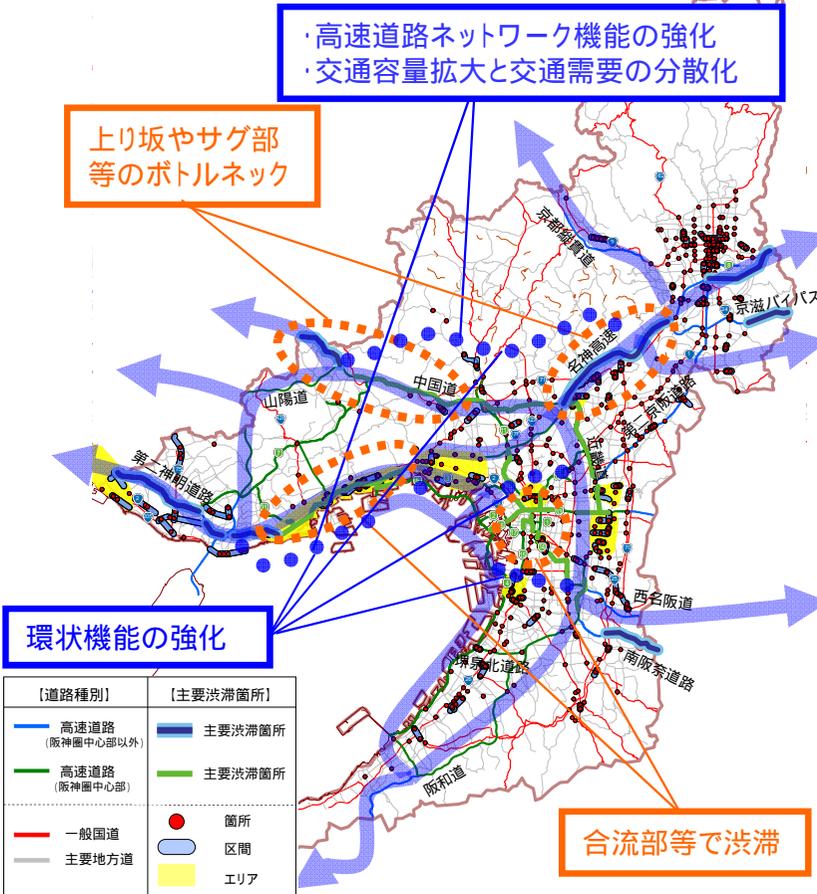
1. 京阪神圏の概況

	概要
地域特性及び道路交通状況	<p>【地域特性】 京阪神圏は山地に縁取られた平野部に都市が集中した、関東・中部にならぶ経済・産業の集中地です。</p> <p>【道路交通状況】 ・京阪神圏は、平均交通量が全国平均の約1.5倍であり、混雑時旅行速度は全国平均よりも12km/h低い状況(全国平均:35.1km/h、京阪神圏平均:23.1km/h)となっています。 ・高速道路では、合流部や上り坂・サグ部等の速度低下が生じる箇所において、39箇所の主要渋滞箇所が存在しています ・一般道では、京都市内・大阪市内及びその周辺部や、阪神臨海部の幹線道路等において、573箇所の主要渋滞箇所が存在しています。 ・また、環状道路ネットワークが不連続であることから、通過するだけの交通が阪神圏中心部へ流入しています。</p>

2. 方向性

	概要
総合対策等	<p>近畿道や中国道を含めた阪神高速を主体とする高速道路ネットワークに着目した阪神圏中心部と、阪神圏中心部から放射状に伸びる高速道路ネットワークに着目した阪神圏中心部以外に区分し、広域的な視点で渋滞の状況を継続的に把握し、効果的な対策の推進を図ります。</p> <p>(ソフト対策) 注意喚起、情報提供や、適切な分散利用を促す施策等のソフト施策を検討、実施していきます。</p> <p>(ハード対策) 高速道路ネットワーク機能の強化により、交通容量の拡大や交通需要の分散を図ります。 環状機能の強化により、阪神圏中心部へ流入する交通の抑制や交通需要の分散を図ります。 新名神高速道路、神戸西バイパス、大和川線、淀川左岸線(期)</p>

3. 京阪神圏全体の交通ネットワークイメージ



対応方針

国、府県政令市、警察や道路会社等と連携しながら、高速道路ネットワーク機能や環状機能の強化により交通容量の拡大や交通需要の分散を図るほか、ソフト対策による渋滞軽減への取り組みを進めるとともに、渋滞協議会等において更なる渋滞対策の検討及び対策効果を検証して参ります。今後、渋滞箇所や渋滞状況が変わることが想定されることから、主要渋滞箇所や渋滞対策の対応方針について、見直しを行って参ります。

1-2.京阪神圏の高速道路(阪神圏中心部)における渋滞対策の対応方針(案)

1.京阪神圏内の高速道路(阪神圏中心部)の概況

	概要
高速道路状況及び道路交通状況	<p>【高速道路状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和39年の土佐堀～湊町間の供用に始まり、1号環状線や11号池田線・15号堺線等の放射路線の整備を行い、現在、淀川左岸線(期)や大和川線の整備を進めています。 <p>【道路交通状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環状道路網が不連続なため、通過交通が流入する阪神高速道路 1号環状線では、道路の合流部において慢性的な渋滞が発生しています。 最大10万台/日超の交通が通過する3号神戸線や近畿道では、朝夕に道路のカーブ、サグ部等の速度低下が生じる箇所において渋滞が発生しています。 また、中国道(宝塚IC～西宮北IC間)では、トンネルが連続し速度低下が生じる宝塚付近を先頭に休日においても渋滞が発生しています。

2.主な対策等

	概要
総合対策等	<p>【現在の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神圏中心部の高速道路では、合流部等での部分的な道路拡幅やレーンマークの工夫など、道路空間を有効活用し渋滞緩和を図る取り組みや、サグやトンネル部では標識等による速度低下注意喚起情報の提供を図る等の渋滞対策を実施しています。 <p>速度低下に対する注意喚起、年末年始やゴールデンウィーク等の交通混雑期に渋滞予測の情報提供 など</p>
	<p>【道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路ネットワーク機能を高め、交通容量拡大と交通需要分散化の対策を実施します。 新名神高速道路 1号環状線等の交通負荷を軽減し、市内一般道の機能再生を図るため、環状線の外側に新たな環状道路網を整備します。 大和川線、淀川左岸線(期)

3.京阪神圏の高速道路(阪神圏中心部)の交通ネットワークイメージ



対応方針

道路空間の有効活用や速度低下の注意を喚起する等の効果的な情報提供、高速道路ネットワークや環状機能の強化等の渋滞軽減への取り組みを推進するほか、高速道路の適切な分散利用を促す施策等、更なる渋滞対策の検討に取り組んでまいります。

1-3.京阪神圏の高速道路(阪神圏中心部以外)における渋滞対策の対応方針(案)

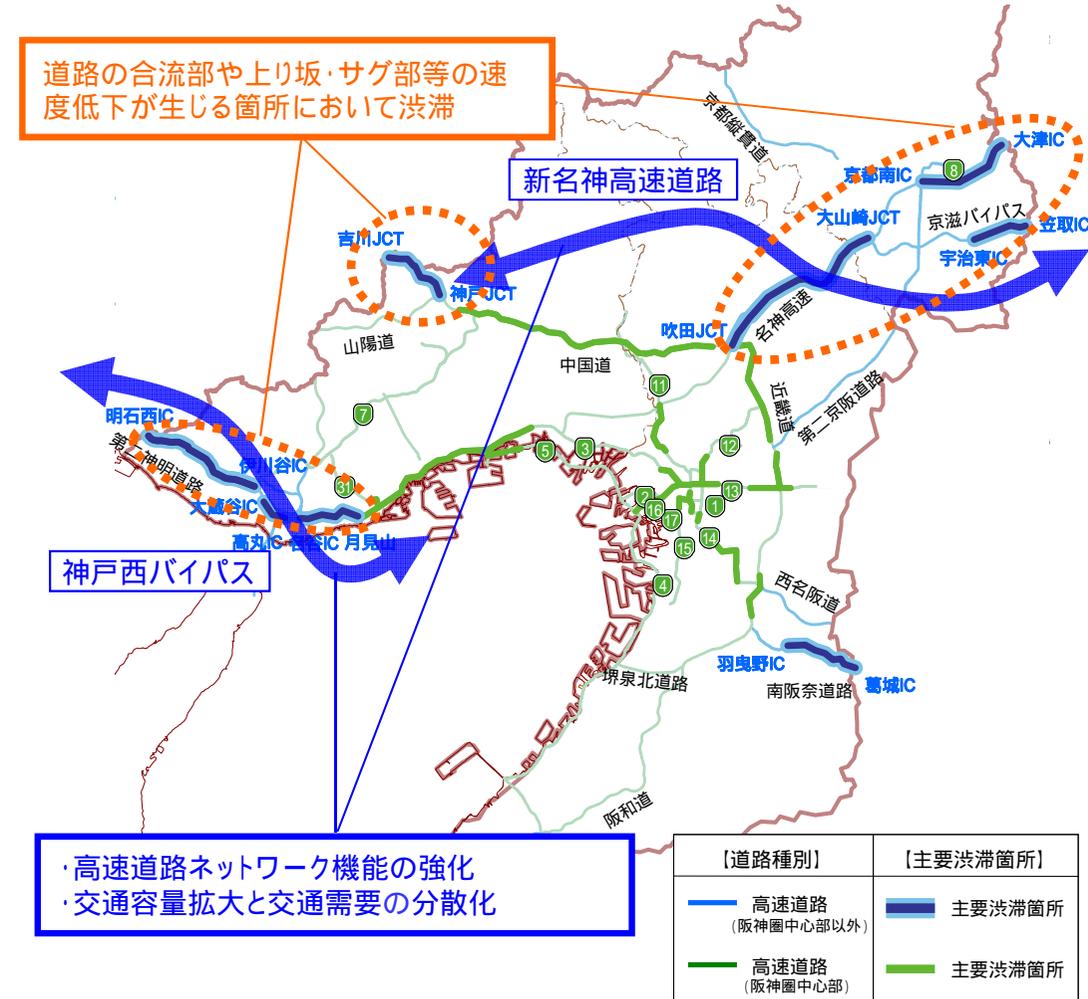
1.京阪神圏の高速道路(阪神圏中心部以外)の概況

	概要
高速道路状況及び道路交通状況	<p>【高速道路状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和38年の名神高速道路(栗東～尼崎)の供用に始まり、西名阪道、中国道、近畿道等の整備を行い、現在、新名神高速道路の整備を進めています。 <p>【道路交通状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路ネットワークが未整備であることから、阪神圏中心部にアクセスする交通が集中する名神高速(吹田JCT～大山崎JCT)の交通量は平均10万台/日超、第二神明の交通量は平均8万台/日超の膨大な交通量となっています。 そのため、道路の合流部や上り坂・サグ部等の速度低下が生じる箇所において渋滞が発生しています。

2.主な対策等

	概要
総合対策等	<p>【現在の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 渋滞が発生しているサグやトンネル部では標識等による速度低下注意喚起情報の提供を図る等の渋滞対策を実施しています。 速度低下に対する注意喚起、年末年始やゴールデンウィーク等の交通混雑期に渋滞予測の情報提供 など
	<p>【道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路ネットワーク機能を高め、交通容量拡大と交通需要分散化を図るための道路整備を進めています。 新名神高速道路、神戸西バイパス

3.京阪神圏の高速道路(阪神圏中心部以外)の交通ネットワークイメージ



対応方針

速度低下の注意を喚起する等の効果的な情報提供や高速道路ネットワーク機能の強化等の渋滞軽減への取組みを推進するほか、高速道路の適切な分散利用を促す施策等、更なる対策の検討に取り組んで参ります。

第4回

京阪神圏 渋滞ボトルネック対策協議会

『今後の渋滞対策の検討（案）』

平成25年8月30日（金）

近畿地方整備局 道路部

3. 今後の渋滞対策の検討(案)

3 - 1. 今後の京阪神圏における渋滞対策検討マネジメントサイクル

最新の交通データ等を基に特定された主要渋滞箇所を踏まえ、渋滞対策を検討・実施
毎年度以下のマネジメントサイクルにより、主要渋滞箇所をモニタリングの上、随時見直し

モニタリング等による検証

最新交通データによる渋滞状況検証
…民間プローブデータの収集・分析等

地域の交通状況に対する専門的見地からの検証
…データの精査・現地確認等の実施

渋滞対策協議会等における議論

協議会構成主体

公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人京都経済同友会、一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府タクシー協会、公益社団法人兵庫県バス協会、公益社団法人京都府観光連盟、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省近畿運輸局、京都府警察本部、大阪府警察本部、兵庫県警察本部、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

定期的な地域の声の反映
(パブリックコメントの実施等)

地域の主要渋滞箇所の選定 ()

ソフト・ハードを含めた対策の検討・実施 ()

・主要渋滞箇所図等により、地域の課題を共有することで道路管理者・道路利用者(地域住民、バス・タクシー事業者等)間での議論を促進 **対策の対応方針**

・円滑な渋滞対策の立案・実施を実現
(道路管理者が実施する対策、他機関の実施策との連携、道路利用者の参画による対策 等)

() 「地域の主要渋滞箇所及び対策の対応方針」は、渋滞対策協議会での議論を踏まえ、必要に応じて見直し、公表